

産官学連携における日本大学秘密情報管理ポリシー

日本大学（以下「本学」という）は、研究活動を通じて社会の発展に寄与するために産官学連携活動を展開しているが、研究活動の過程においては、様々な情報を取り扱うこととなり、その中でも、本学並びに連携協力する国内外の研究機関、企業及び地域社会（以下「外部機関等」という）が保有する「秘密として保持すべき情報」（以下「秘密情報」という）について適正に管理する必要があることから、「日本大学産官学連携・知的財産に関する基本理念」に基づき、産官学連携における日本大学秘密情報管理ポリシー（以下「本ポリシー」という）を次のとおり定める。

1 産官学連携と秘密情報

本学は、産官学連携における研究活動に係る秘密情報について適正に管理し、本学及び外部機関等との産官学連携による研究活動を推進する。

2 秘密情報の範囲

本ポリシーにいう秘密情報とは、本学及び外部機関等との産官学連携における研究活動に関する情報であって、外部機関等から本学が秘密保持義務を負うことを前提に提供された情報又は本学が知り得た外部機関等の情報のうち、秘密として適正に管理される必要のあるもの（既に公知になっているものを除く）をいう。

3 秘密情報管理の対象者

本ポリシーが適用される秘密情報管理の対象者は、本学の役員、教員、職員、その他本学に雇用されている者（以下「役教職員等」という）及び学部学生、大学院学生（以下「学生等」という）とする。なお、役教職員等には、本学に雇用されていた者（退職者を含む）並びに研究員等を本学から委嘱されている者及び委嘱されていた者を含み、学生等には、卒業生及び修了生等を含むものとする。

4 秘密情報の適正管理

産官学連携による研究活動に係る秘密情報については、日本大学就業規則及び日本大学発明等に関する規程等に基づき適正に取り扱われ、当該秘密情報を知り得た役教職員等及び学生等は、当該秘密情報の漏えい、不正使用、又は不正開示（以下「秘密情報の漏えい等」という）が生じないように、当該秘密情報の管理に万全を期すものとする。

5 秘密情報の漏えい等の防止

本学の役教職員等及び学生等は、産官学連携による研究活動に係る秘密情報について、当該秘密情報の漏えい等が生じないようにしなければならない。

なお、委託先（委託元を含む）、外注先（外注元を含む）及び、共同研究先等の外部者についても、同様に当該秘密情報の漏えい等を生じさせないようにしなければならない。

6 法令等の遵守

本学は、不正競争防止法及び関係法令等を遵守し、産官学連携による研究活動に係る秘密情報の漏えい等について紛争が生じないように未然に防止する。